税理士法施行規則（抄）

昭和２６年　６月１５日大蔵省令第５５号
令和　元年１２月１３日財務省令第３６号改正まで

（申告書等）

第　１　条　税理士法（昭和２６年法律第２３７号。以下「法」という。）第２条第１項第二号に規定する財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）は、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書その他これらに準ずる書類とする。